

震災等による被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例申告書

人吉市長 様

年 月 日

(申告者)

(ふりがな)

氏名

印

住所

電話番号

— — —

地方税法 352 条の 3 及び第 702 条の 4 の 2 の規定（震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税及び都市計画税の減額）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

1 被災日 年 月 日

2 代替家屋について

住所（所在地）			
ふりがな			
氏名（名称）			
個人番号又は 法人番号			
被災家屋所有者 との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 親族（三親等以内） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
所在地 (家屋番号)	（ ）		
種類（用途）		床面積	
構造		取得年月日	
取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

3 被災家屋について

住所（所在地）			
ふりがな			
氏名（名称）			
所在地 (家屋番号)			
種類（用途）		床面積	
構造		処分年月日	
現在の状況	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※「代替家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋をいいます。

※「被災家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。

※この申告書は、1棟（区分所有家屋の場合はそれぞれの住戸）ごとに作成してください。

特例の内容

震災等により滅失又は損壊した家屋の所有者等が、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）が適用された市町村の区域内において、被災家屋に代わる家屋を取得（代替取得）又は被災家屋を改築した場合に、当該家屋（代替家屋）の固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分（※1）について、以後4年度分の税額が2分の1減額されます（※2）。

※1 一部改築や減築後増築の場合にあっては、被災時の家屋床面積から改築部分又は減築部分以外の床面積を控除した床面積相当分

※2 代替家屋が共有名義の場合は、特例対象者の持分に応じて面積を按分した上で算定します。

特例適用の要件

1 特例が適用される代替家屋の所有者の要件

- (1) 被災家屋所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有するもの）
- (2) 被災家屋所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋所有者と代替家屋に同居している三親等内の親族
- (4) 被災家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

※被災家屋所有者とは、被災当時の所有者をいい、震災等の後に新たに取得した場合は対象外。

2 特例が適用される被災家屋の要件

- (1) 支援法指定の契機となった震災等により滅失又は損壊した家屋で、り災証明の判定が「半壊」以上のものかつ
- (2) 代替取得の場合は、解体撤去又は売却等の処分をしていること。

3 特例が適用される代替家屋の要件

- (1) 支援法が適用された区域において、被災家屋に代わるものとして取得・改築した家屋で、原則、被災家屋と使用目的が同一のものかつ
※ここでいう改築とは、建築基準法上の改築とは異なり、家屋の基礎と柱以外を全て取り替えるような、被災前への原状復旧修繕を超える大規模な修繕等で、固定資産税の評価を新たに受けるべきものを指します。
- (2) 震災等発生日から震災等発生の翌年の3月31日を起算日として4年を経過する日までに取得・改築した家屋

4 特例申告書の提出期限及び提出先

代替家屋を取得又は被災家屋を改築した年の翌年の1月末までに、以下の書類を添付の上、税務課資産税係に提出してください。

申告書の添付書類

① 被災家屋が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類 ⇒ り災証明書（写）

② 被災家屋が震災時に存在したことを証する書類 ⇒ 被災時点の固定資産課税名寄帳（写）

※被災家屋が人吉市に所在した場合は、②は不要です。ただし、被災家屋を被災年の1月2日から被災日前日までに取得した場合や、その他課税台帳に記載されていない場合は、被災時に被災家屋が所在、所有していたことを証する書類が必要です。

⇒ 登記簿（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）など

③ 被災家屋の処分等を確認できる書類 ⇒ 解体証明 売買契約書等 ※改築の場合不要

④ 相続人等が、特例の適用を受けようとする場合 その関係を証する書類

・被災家屋所有者の相続人である場合 ⇒ 相続関係が分かる戸籍（写）

・被災家屋所有者と同居する三親等内の親族である場合

⇒ 親族関係が分かる戸籍謄本（写）、住民票（写し）

・合併又は分割により設立された法人である場合 ⇒ 法人の登記事項証明書（写）

※必要に応じ、上記以外の書類を提出して頂く場合や、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。